



Seattle Office of
Labor Standards

家庭内労働者 であるあなたに

知っておいてほしいこと



シアトル家庭内労働者条例

シアトル家庭内労働者条例 (Seattle Domestic Workers Ordinance) では、家庭内労働者の就労場所における基本的な保護を定めています。

本ガイドはこのような保護に関する情報提供を目的としています、ただし法的なアドバイスを意図するものではありません。さらに情報が必要な場合やその他質問がある場合は、以下までお問い合わせください。



Seattle Office of
Labor Standards

電話番号：(206) 256-5297

laborstandards@seattle.gov

www.seattle.gov/laborstandards

家庭内労働者条例の詳細はこちらでご確認いただけます。

seattle.gov/laborstandards/ordinances/domestic-workers-ordinance

家庭内労働者の方たちへ： 知っていましたか？

住居内で次のような
仕事をしている場合：

- ベビーシッター
- 在宅ケアワーカー
- 清掃者
- 調理人
- 家事育児を担当する責任者
- 庭師

次のような権利
があります：

- シアトル州の最低賃金
- 食事休憩や休憩時間の確保、休憩が取れない場合は追加の賃金の支払い
- 雇用先に居住している場合、連続して6日間働いた後は1日(24時間)の休息。
- すべての個人書類および私物の保持
- セクシャルハラスメントや差別からの保護

*雇用されている場合、その他の労働基準法に基づく権利を有します。



最低賃金の権利

どの家庭内労働者も最低限、シアトル州の最低賃金が支払われなければいけません。毎年、シアトル州の最低賃金は1月1日に引き上げられます。Office of Labor Standards (OLS、労働基準監督署)では、翌年の賃金上昇を毎年秋までに発表します。

現在の最低賃金については、以下をご覧ください。

www.seattle.gov/laborstandards/ordinances/minimum-wage





有給で休憩時間をとる権利

就労時間が4時間を超える場合、有給で連続10分間の休憩時間をとる必要があります。



休憩時間の中に働いた場合は、10分間の追加賃金が支払われなければいけません。





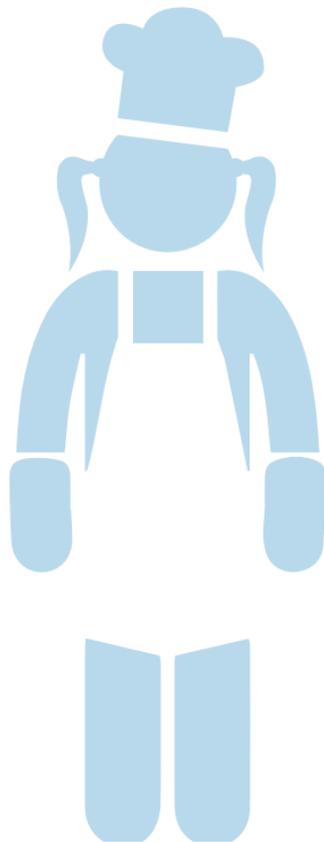
食事休憩をとる権利

就労時間が5時間を超える場合、無給で連続30分間の食事休憩をとる必要があります。

ただし、食事休憩中に就労場所にとどまり仕事に復帰できるようにすることが求められる場合、この休憩は有給でなければなりません。



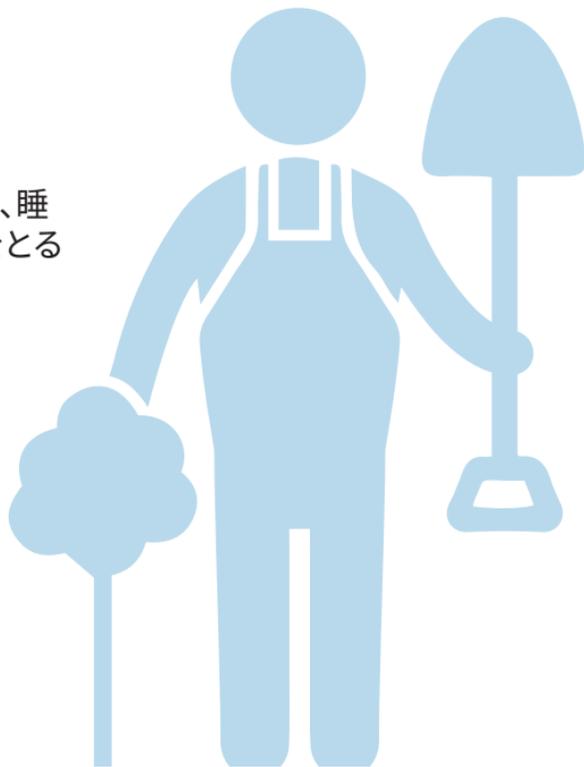
食事休憩の時間に働いた場合、この取り損なった休憩に対して30分の追加賃金が支払われます。





1日休息する権利

就労場所で連続6日間にわたって生活し、睡眠をとる場合は、無給で24時間の休息をとる権利があります。





すべての個人的な書類を保有する権利

個人的な書類の原本および私物を保有する権利があります。





差別や報復を 受けない権利

家庭内労働者は単独で働くことが多く、セクシャルハラスメントやその他差別を受けるリスクにさらされる可能性があります。家庭内労働者はそのような扱いに対して、公正雇用慣行 (Fair Employment Practices) の法令にもとづき保護を受ける権利があります。

雇用主は家庭内労働者のこのような権利主張に対して、または市への苦情申し立てに不利な行動を取ることはできません。



家庭内労働者として自らの権利について相談したい場合は、(206) 684-4500に電話するか、discrimination@seattle.govにメールを送信するか、またはwww.seattle.gov/civilrightsをご覧ください。

シアトル労働基準監督署 (OLS)

公民権事務所は労働者に自らの権利を理解してもらうことを目指しています。また法令違反を調査し、解決をはかります。

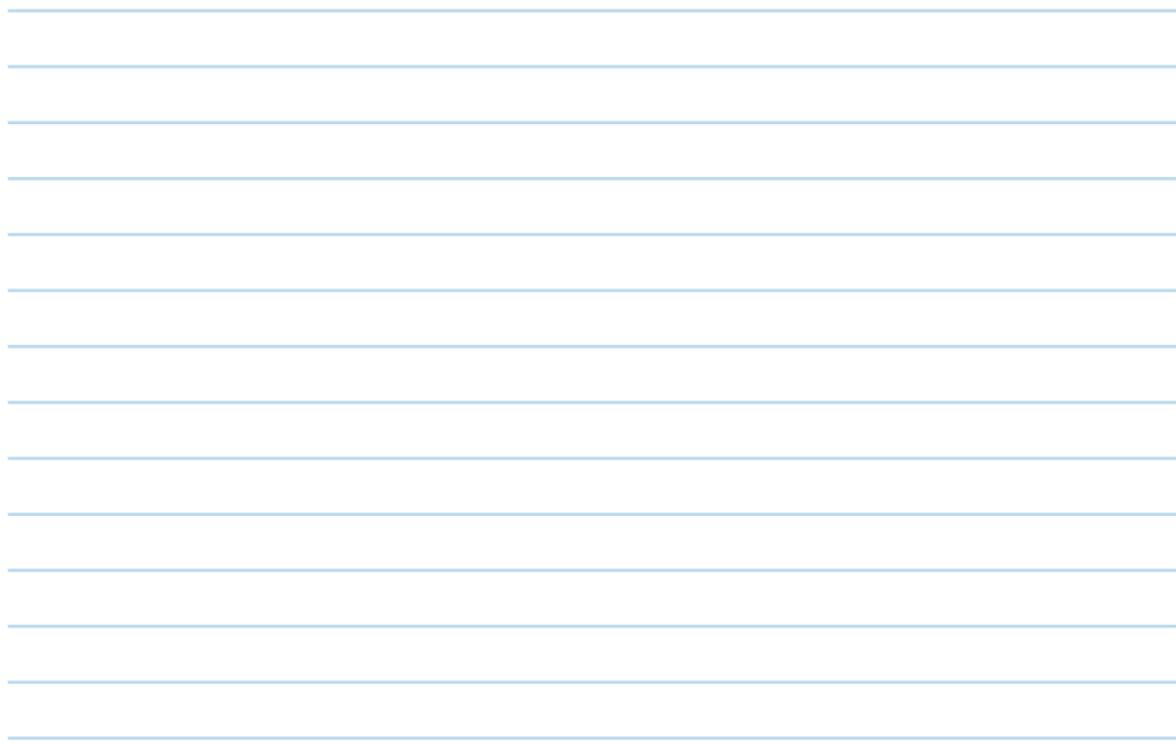
質問がある場合、または法令違反を報告する場合は、(206) 256-5297に電話するか、laborstandards@seattle.govにメールをお送りください。

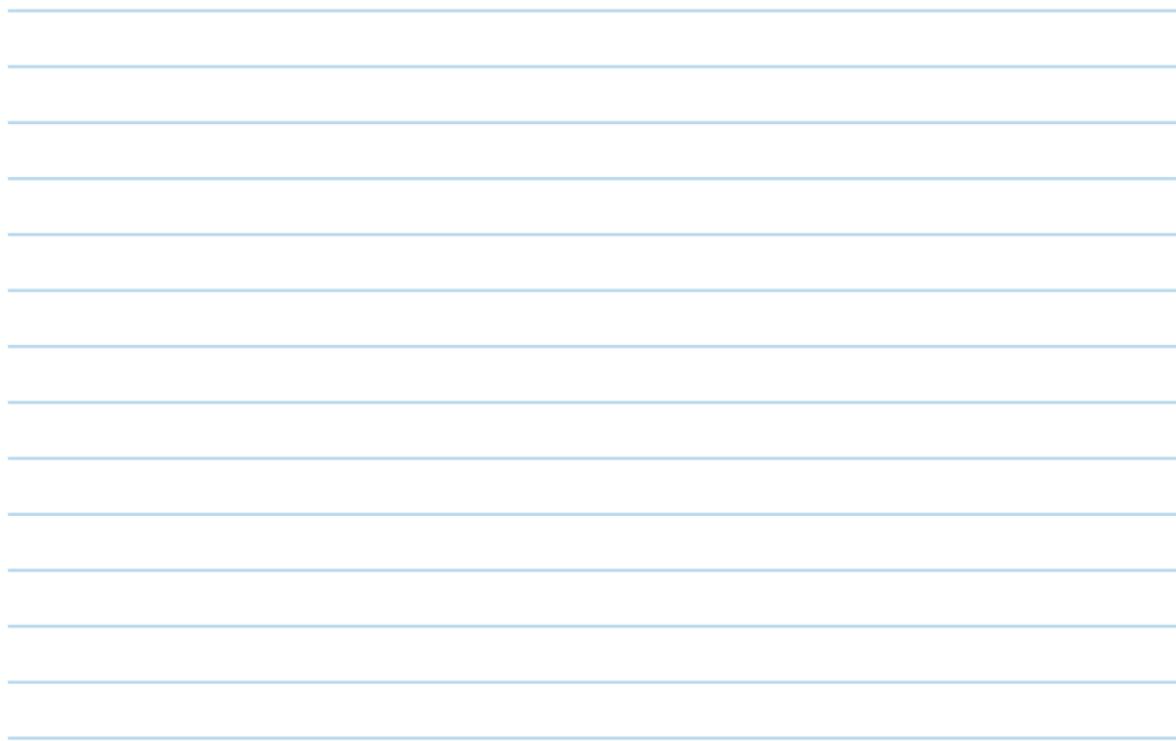
私たちは約束します

私たちは皆さんを支援します。言語通訳もご利用いただけます。サービスは無料です。在留資格をお伺いすることはありません。



このような要件に関する詳細情報については、ウェブサイトで最新情報をご確認ください：www.seattle.gov/laborstandards





シアトル労働基準監督署 (OLS)

公民権事務所は、雇用団体がこの新たな法令における義務を理解するのを支援します。

質問がある場合は、(206) 256-5297に電話するか、
laborstandards@seattle.govにメールをお送りください。

私たちは約束します

私たちは皆さんを支援します。この新たな法令の適用について質問がありましたらお電話ください。公民権事務所が直接アドバイスいたします。こちらから施策担当者
に報告することはありません。お問い合わせいただいた内容が他に漏れることはありません。



このような要件に関する詳細情報については、ウェブサイトで最新情報をご確認ください：www.seattle.gov/laborstandards



差別や報復 からの保護

家庭内労働者は単独で働くことが多く、セクシャルハラスメントやその他差別を受けるリスクにさらされる可能性があります。家庭内労働者はそのような扱いに対して、公正雇用慣行法にもとづき保護を受ける権利があります。

雇用団体は家庭内労働者の権利主張に対して、または市への苦情申し立てに対して不利な行動をとることはできません。



公正雇用慣行の法令について詳しく知りたい場合は、公民権事務所
(206) 684-4500に電話するか、discrimination@seattle.gov
にメールを送信するか、またはwww.seattle.gov/civilrightsをご覧ください。



家庭内労働者が自身の文書および私物を保有する権利があります。

個人書類を保留 しないこと



1日休息する権利



雇用団体は、家庭内労働者が就労場所で連続6日間にわたり生活し、睡眠をとる場合、無給で24時間の休みを提供しなければなりません。



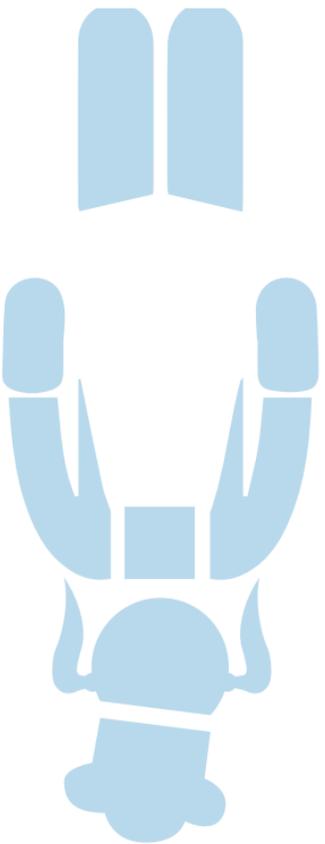
食事休憩を とる権利



雇用団体は家庭内労働者に対し、就労時間から5時間を超える場合は無償で連続30分間の食事休憩を提供する必要があるがあります。

ただし、食事休憩中に就労場所にとどまり、仕事に復帰できるようにすることを求める場合、この食事休憩に対して賃金を支払わなければなりません。

家庭内労働者が食事休憩の時間中に働く場合、取り損なった休憩に対して、30分の追加賃金を支払う必要があります。

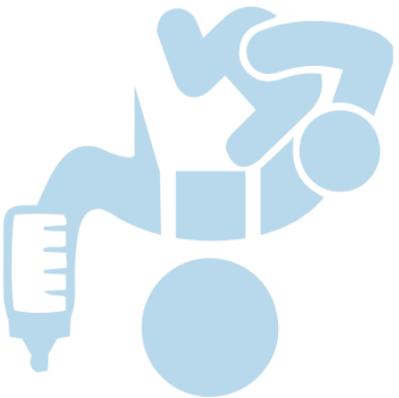


有給で休憩時間をとる権利



雇用団体は家庭内労働者に対し、規定外の就労が
終わる前に有償で連続10分間の休憩を与えなけれ
ばなりません。

家庭内労働者が休憩時間に働く場合、取り損
なった休憩に対して、10分の追加賃金を支払
う必要があります。





最低賃金の権利

どの家庭内労働者も最低限、シアトル州の最低賃金が支払われなければいけません。毎年、シアトル州の最低賃金は1月1日に引き上げられます。労働基準監督署では、翌年の賃金上昇を毎年秋までに発表します

現在の最低賃金については、以下をご覧ください。
www.seattle.gov/laborstandards/ordinances/minimum-wage



法令の適用有 無について

家庭内労働者を直接採用または雇用している個人、世帯、企業は、当該法令に従わなければなりません。このような個人、世帯、会社を「雇用団体」といいます。

家庭内労働サービスを提供する別の会社を利用する場合、当該企業が「雇用団体」となり、労働者を保護する責任を負います。ただし、当該法令に基づく家庭内労働者の権利を妨害した場合は、あなたが法律違反となります。

この法令は次の種類の労働者には適用されません。

- 臨時的に働いている個人
- 雇用団体と家族関係にある個人
- 公的基金から賃金が支払われている在宅ケアワーカー

知っていましたか？

家庭内または家庭周辺で労働を行う場合、シアトルの家庭内労働者条例を知っておく必要があります。

- 次のようなサービスに対して賃金を支払う場合、雇用団体の対象とみなされます。
- ベビーシッター ● 在宅ケアワーカー ● 家事育児を担当する責任者 ● 庭師 ● 清掃者

雇用団体は家庭内労働者に対して以下の内容を提供しなければなりません。

- シアトル州の最低賃金
- 食事休憩や休憩時間の確保、休憩が取れない場合は追加の賃金の支払い
- 雇用先に居住している場合、連続して6日間働いた後は1日(24時間)の休息。
- すべての個人書類および私物を保有する権利
- セクシャルハラスメントや差別からの保護

*雇用主の場合は、その他の労働基準法に基づく権利を有します。

シフトル家庭内労働者条例では、家庭内労働者の就労場所における基本的な保護を定めています。

本ガイドはこのような保護に関する情報提供を目的としています。ただし、法的なアドバイスを用意するものではありません。さらに情報が必要な場合やその他質問がある場合は、以下までお問い合わせください。



Seattle Office of
Labor Standards

電話番号: (206) 256-5297

laborstandards@seattle.gov

www.seattle.gov/laborstandards

家庭内労働者条例の詳細はこちらでご確認いただけます。
www.seattle.gov/laborstandards/ordinances/
domestic-workers-ordinance



Seattle Office of
Labor Standards

家庭内労働者を 雇用するあなたに

知っておいてほしいこと



家庭内労働者条例